

契約期間におけるクーリング期間



例1) 契約① → 無契約期間 → 契約②

契約②の前の無契約期間がその前の契約（契約①）の契約期間（6ヶ月）の1/2（3ヶ月）よりも短い場合（2ヶ月）契約①、②は通算



例2) 契約① → 無契約期間A → 契約② → 無契約期間B → 契約③

契約③に契約①②を通算するのかどうかは、契約③の前の無契約期間が契約① + 契約②の合計の1/2より短い場合は契約①②③を通算

契約期間 × 1/2 に 1 ヶ月に満たない端数がある場合は 1 ヶ月に切り上げます。

契約期間 × 1/2、（契約期間① + 契約期間②） × 1/2 が 6 ヶ月を越える時は、無契約期間が 6 ヶ月未満の場合に前後を通算するとされていますので

⇒ 6 ヶ月以上の無契約期間がある場合はその前後の契約期間は通算されません。